

E 画像診断 通則 画像診断管理加算 2

E102核医学診断、E203コンピュータ断層診断について、**画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合**

画像診断管理加算 2（1回／月） 175点

〔指導内容・診療録記載〕

届出医師が、読影及び診断を実施

結果を文書により、担当医へ報告

報告された文書又は写しを診療録に添付

留意事項

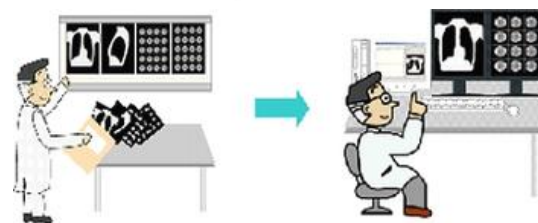
該当症例：⑥

- 画像診断レポートに関する、主治医の所見の記載が確認出来ない症例がありました、記載をお願いします

専ら画像診断を担当する医師

〔地方厚生（支）局長に届け出た医師が実施

- 専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの
- 関連学会から示されている2年以上の所定の研修を修了し、その旨が登録されているもの



画像診断管理加算 2 を算定する場合

核医学診断、C T 撮影及びMRI撮影について、専ら画像診断を担当する医師の管理の下に画像情報の管理が行なわれ、少なくとも 8 割以上の読影結果が撮影日の翌診療日までに報告されていること